

No. 1351-1
2026年2月13日

JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

【改訂版】IMSBC Code のグループ A に分類される貨物輸送の危険について

下段、2026年2月10日に発行したJapan P&I News の内容に赤字を追記いたします。

1. ニッケル鉱輸送の危険

今般、フィリピンにてニッケル鉱 (Nickel Ore) を積載した本組合加入船が、液状化によると見られる事故により沈没し、乗組員の尊い命が奪われるという極めて重大な事態が発生いたしました。

ニッケル鉱は IMSBC Codeにおいてグループ A に分類され、輸送中に液状化するリスクがある貨物とされており、貨物中の含水量が運送許容水分値 (Transportable Moisture Limit (TML)) を超える場合に液状化し、船舶の復原性が失われ、転覆するおそれがあります。

過去にはフィリピンおよびインドネシアで積載されたニッケル鉱が輸送中に液状化し、船舶の傾斜や転覆事故が立て続けに発生したことから、2011年2月1日付特別回報第10-026号、2012年6月1日付特別回報第12-005号を発行し、同積地特有のリスクや船積みに当たって留意すべき点を注意喚起とともに、フィリピンおよびインドネシアの港でニッケル鉱を積載する予定がある場合には、当組合に事前通知いただくようお願いしておりました。

組合員各位においては、**フィリピンおよびインドネシアの港でのニッケル鉱輸送の指示を受けた際には、改めて前述の特別回報をご参照いただき、当組合へ以下情報をご連絡いただきますようお願い申し上げます。**

- ・船名
- ・積地およびETA
- ・積荷予定日
- ・用船者および荷主の詳細
- ・代理店の詳細
- ・積荷目録および関連証明書の写し

2. ニッケル鉱以外の液状化

液状化リスクはニッケル鉱に限定されません。直近では、カナダ積みの石炭においても液状化による重大インシデントが報告されており、液状化のリスクは依然として看過できるものではありません。

3. 組合員への推奨アクション

液状化貨物の積載に当たって、提示された貨物申告書や貨物自体に疑わしき点がある場合は、当組合に

連絡の上、速やかに独立したサーベイヤーを派遣し、サンプリングと分析を行ってください。

以上